

○国土交通省告示第千百十五号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号、第八十一条第二項第一号イ、同項第二号イ及び同条第三項の規定に基づき、CLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成二十八年国土交通省告示第六百十一号）の一部を次のように改正する。

令和四年十一月八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一 適用の範囲</p> <p>CLTパネル工法を用いた建築物等の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 高さが三十一メートルを超え、又は地階を除く階数が七以上(耐力壁の構造が第五第三号ハに掲げる基準に適合する場合にあつては、四以上)の建築物(前号に掲げるものを除く。) 次のいずれかに適合するものであること。</p> <p>イハ (略)</p> <p>三 高さが三十一メートル以下及び地階を除く階数が六以下(耐力壁の構造が第五第三号ハに掲げる基準に適合する場合にあつては、三以下)の建築物(次号に掲げる建築物を除く。) 次のいずれかに適合するものであること。</p> <p>イロ (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>第二・第三 (略)</p> <p>第四 床版</p> <p>一 (略)</p> <p>二 床版に一の直交集成板で次のイからハまでのいずれかに該当するものを使用する場合にあつては、当該直交集成板の外層ラミナの方角は、当該直交集成板の長辺方向又は短辺方向と平行でなければならない。</p> <p>イロ (略)</p> <p>ハ 形状が矩形であるものに開口部等を設けたもので、かつ、当該</p>	<p>第一 適用の範囲</p> <p>CLTパネル工法を用いた建築物等の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 高さが三十一メートルを超え、又は地階を除く階数が四以上の建築物(前号に掲げるものを除く。) 次のいずれかに適合するものであること。</p> <p>イハ (略)</p> <p>三 高さが三十一メートル以下及び地階を除く階数が三以下の建築物(次号に掲げる建築物を除く。) 次のいずれかに適合するものであること。</p> <p>イロ (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>第二・第三 (略)</p> <p>第四 床版</p> <p>一 (略)</p> <p>二 床版に床パネル(一の直交集成板で次のイからハまでのいずれかに該当するものをいう。以下同じ。)を使用する場合にあつては、床パネルとして使用する直交集成板の外層ラミナの方角は、当該床パネルの長辺方向又は短辺方向と平行でなければならない。</p> <p>イロ (略)</p> <p>ハ 形状が矩形であるものに開口部等を設けたもので、かつ、当該</p>

直交集成板の剛性及び耐力の低減について特別な調査又は研究の結果に基づき算出した上で構造耐力上主要な部分として構造計算を行い構造耐力上安全であることが確かめられたもの

三 床版に床パネル（一の直交集成板で、前号イからハまでのいずれかに該当するもの又はその形状が四角形であり、かつ、その剛性及び耐力の低減について特別な調査若しくは研究の結果に基づき算出した上で構造耐力上主要な部分として構造計算を行い構造耐力上安全であることが確かめられたものをいう。以下同じ。）を使用する場合にあっては、床パネルを、平行する二つの壁又ははりによって、構造耐力上有効に支持しなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、安全上及び使用上支障のないことが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

四・五 (略)

第五 壁等

一 耐力壁は、壁パネル（次に掲げるものをいう。以下同じ。）を使用したものとし、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように釣合いよく配置するとともに、CLTパネル工法を用いる建築物等の最下階の壁パネルを除き、床版（二以上の階に連続して一の耐力壁を設ける場合であつて、当該耐力壁の構造が第三号イ又はロに掲げる基準に適合するときは、当該耐力壁の脚部にある階の床版）の上部に配置しなければならない。この場合において、耐力壁の負担する鉛直力を負担する柱又は耐力壁以外の壁を設ける場合においては、当該耐力壁に代えて当該柱又は耐力壁以外の壁を配置することができる。

イ・ロ (略)

二〇四 (略)

第六・第七 (略)

パネルの剛性及び耐力の低減について特別な調査又は研究の結果に基づき算出した上で構造耐力上主要な部分として構造計算を行うもの

三 床版に床パネルを使用する場合にあっては、床パネルは、平行する二つの壁又ははりによって、構造耐力上有効に支持しなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、安全上及び使用上支障のないことが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

四・五 (略)

第五 壁等

一 耐力壁は、壁パネル（次に掲げるものをいう。以下同じ。）を使用したものとし、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように釣合いよく配置するとともに、CLTパネル工法を用いる建築物等の最下階の壁パネルを除き、床版の上部に配置しなければならない。この場合において、耐力壁の負担する鉛直力を負担する柱又は耐力壁以外の壁を設ける場合においては、当該耐力壁に代えて当該柱又は耐力壁以外の壁を配置することができる。

イ・ロ (略)

二〇四 (略)

第六・第七 (略)

第八 保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

一 (略)

二 建築物の各階の D_s は、次のイからトまでに定める基準に適合する場合にあつては次の表の上欄に掲げる耐力壁の構造に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる数値以上の数値とし、当該基準に適合しない場合にあつては 0.75 以上の数値とする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができる。

イ (略)

ロ 無開口壁パネル(垂れ壁パネル及び腰壁パネルを除く。)及び有開口壁パネルの袖壁部分(以下「無開口壁パネル等」という。)

ハ (略)

ニ 次に掲げる引張応力を負担する接合部(以下「引張接合部」という。)が、それぞれ次に定める基準に適合すること。

(1) CLTパネル工法を用いる建築物等の最下階の壁パネルと基礎又はこれに類する部分との接合部 当該接合部の引張応力

に対して有効な部分の終局引張耐力時の変形量が四センチメートル以上で、伸び率(当該接合部の引張応力に対して有効な部分の長さに対する当該部分の終局引張耐力時の変形量の割合をいう。以下同じ。)が十パーセント以上であること。

(2) 上下階の壁パネル相互の接合部又は壁パネルと床版との接合

第八 保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

一 (略)

二 建築物の各階の D_s は、次のイからトまでに定める基準に適合する場合にあつては耐力壁の構造並びに無開口壁パネル(垂れ壁パネル及び腰壁パネルを除く。)及び有開口壁パネルの袖壁部分(以下「無開口壁パネル等」という。)の長さに応じて次の表に掲げる数値以上の数値とし、当該基準に適合しない場合にあつては 0.75 以上の数値とする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができる。

イ (略)

ロ 無開口壁パネル等の長さが九十センチメートル以上であること。

ハ (略)

ニ 引張応力を負担する接合部(以下「引張接合部」という。)が、その緊結する部分に応じて、それぞれ次に定める基準に適合すること。

(1) 第五第三号イ(3)(イ)に掲げる部分 当該接合部の引張応力に

対して有効な部分の終局引張耐力時の変形量が四センチメートル以上で、伸び率(当該接合部の引張応力に対して有効な部分の長さに対する当該部分の終局引張耐力時の変形量の割合をいう。以下同じ。)が十パーセント以上であること。

(2) 第五第三号イ(3)(ロ)に掲げる部分 当該接合部の引張応力に

部 当該接合部の引張応力に対して有効な部分の終局耐力時の変形量が二センチメートル以上で、伸び率が十パーセント以上であること。

ホルト (略)

耐力壁の構造	数	値
イ(1)に適合するもの		○・四
イ(2)に適合するもの		○・五五

この表において、 D_s を計算する階における耐力壁の構造について、異なる区分のものが混在する場合は、○・五五を当該階の数値とする。

第九 許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

一 (略)

対して有効な部分の終局耐力時の変形量が二センチメートル以上で、伸び率が十パーセント以上であること。

ホルト (略)

耐力壁の構造	無開口壁・パネル等の長さ		
	九十センチメートル以上、一・五メートル以下の場合	一・五メートルを超え、二メートルを超える場合	二メートルを超える場合
イ(1)に適合するもの	○・四	○・五	○・五五
イ(2)に適合するもの	○・五五	○・五五	○・五五

この表において、 D_s を計算する階における耐力壁の構造及び無開口壁・パネル等の長さについて、異なる区分のものが混在する場合は、異なる区分ごとの数値のうち最大の数値を当該階の D_s とする。

第九 許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

一 (略)

二 令第八十二条第一号の規定により計算した当該階の構造耐力上主要な部分に生ずる令第八十八条第一項の規定による地震力による応力の数値に、次に掲げる構造耐力上主要な部分の種類に応じてそれぞれ次に定める応力割増し係数を乗じて得た数値を当該応力の数値として令第八十二条第二号及び第三号に規定する構造計算を行うこと。

イ 引張接合部（上下階の壁パネル相互の接合部又は壁パネルと床版との接合部に限る。）及びせん断応力を負担する接合部（以下「せん断接合部」という。） 次の表の上欄に掲げる耐力壁の構造に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる数値以上の数値

耐力壁の構造	数値
第五第三号イ又はロに掲げる基準に適合するもの	二・〇
第五第三号ハに掲げる基準に適合するもの	二・五

この表において、応力割増し係数を計算する階における耐力壁の構造について、異なる区分のものが混在する場合は、二・五を当該階の数値とする。

ロ 壁パネルと小屋組又は屋根版との引張接合部及びイに掲げる構造耐力上主要な部分以外の構造耐力上主要な部分 次に掲げる基準に適合する場合には次の表の上欄に掲げる耐力壁の構造に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる数値以上の数値とし、当該

二 令第八十二条第一号の規定により計算した当該階の構造耐力上主要な部分に生ずる令第八十八条第一項の規定による地震力による応力の数値に、構造耐力上主要な部分の種類に応じて次に掲げる応力割増し係数を乗じて得た数値を当該応力の数値として令第八十二条第二号及び第三号に規定する構造計算を行うこと。

イ 引張接合部（第五第三号イ(3)(イ)に掲げる部分の接合部を除く。）及びせん断応力を負担する接合部（以下「せん断接合部」という。） 二・五以上の数値とする。

ロ イ以外の構造耐力上主要な部分 次に掲げる基準に適合する場合には次の表に掲げる数値以上の数値とし、当該基準に適合しない場合には二・五以上の数値とする。

基準に適合しない場合にあつては二・五以上の数値
(1)・(2) (略)

耐力壁の構造	数	値
ロ(2)(i)に適合するもの		一・〇
ロ(2)(ii)に適合するもの		一・八

この表において、応力割増し係数を計算する階における耐力壁の構造について、異なる区分のものが混在する場合は、一・八を当該階の数値とする。

2||

前項に定める基準に従った構造計算は、次の各号に掲げる引張接合部が、当該各号に定める基準に適合する場合に適用する。

- 一 C L T パネル工法を用いる建築物等の最下階の壁パネルと基礎又はこれに類する部分との接合部 当該接合部の引張応力に対して有効な部分の終局引張耐力時の変形量が四センチメートル以上で、伸び率が十パーセント以上であること。
- 二 上下階の壁パネル相互の接合部又は壁パネルと床版との接合部 当該接合部の引張応力に対して有効な部分の終局耐力時の変形量が

(1)・(2) (略)

耐力壁の構造	無開口壁パネル等の長さ	
	九十センチメートル以上、一・五メートル以下の場合	一・五メートルを超える場合
ロ(2)(i)に適合するもの	一・三	一・六
ロ(2)(ii)に適合するもの	一・八	一・八

この表において、応力割増し係数を計算する階における耐力壁の構造及び無開口壁パネル等の長さについて、異なる区分のものが混在する場合は、異なる区分ごとの数値のうち最大の数値を当該階の応力割増し係数とする。

(新設)

二センチメートル以上で、伸び率が十パーセント以上であること。

第十 (略)

2 前項第一号に定める基準に従った構造計算は、次の各号に定める基準に適合する場合に適用し、同項第二号に定める基準に従った構造計算は、建築物が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第四号イ又はロに該当する場合に適用する。

一 (略)

二 耐力壁として設ける無開口壁パネル又は有開口壁パネルの垂れ壁部分、腰壁部分若しくは袖壁部分(以下この号において「垂れ壁部分等」という。)であつて、第四第二号ハに該当するものにあつては、無開口壁パネル又は有開口壁パネルの垂れ壁部分等に設けた開口部等の寸法は二十五センチメートル角以下とするとともに、無開口壁パネル又は有開口壁パネルの垂れ壁部分等が構造耐力上安全であるよう当該開口部等を適当な位置に設けること。

三 (略)

四 各階の耐力壁として設ける無開口壁パネル等の長さは、次の式に適合するものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、当該耐力壁の脚部における曲げモーメントを適切に評価して算出することができる場合には、当該算出によることができる。

$$\sum Q_a L \geq P$$

この式において、 Q_a 、 L 及び P は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_a 当該階の耐力壁として設ける無開口壁パネル等(長さが九十センチメートル以上二メートル以下であるものに限る。)のうち計算しようとする方向に設けたものの許容せん断耐力で、次の式によって計算した数値(単位 一メートルにつきキロニュートン)

第十 (略)

2 前項の場合において、同項第一号に定める基準に従った構造計算は、次の各号に定める基準に適合する場合に適用し、同項第二号に定める基準に従った構造計算は、建築物が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第四号イ又はロに該当する場合に適用する。

一 (略)

二 耐力壁として設ける無開口壁パネル又は有開口壁パネルの袖壁部分、垂れ壁部分若しくは腰壁部分に第四第二号ハに該当する開口部等を設ける場合にあつては、当該開口部等の寸法は、二十四センチメートル角以下であること。

三 (略)

四 各階の耐力壁として設ける無開口壁パネル等の長さは、次の式に適合するものとする。

$$\sum Q_a L \geq P$$

この式において、 Q_a 、 L 及び P は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_a 当該階の耐力壁として設ける無開口壁パネル等(長さが九十センチメートル以上二メートル以下であるもの限り、第二号の規定による開口部等を設けたものを除く。)のうち計算しようとする方向に設けたものの許容せん断耐力で、次の式によって計算した数値(単位 一メートルにつきキロニュ

$$Q_a = \frac{3}{H}(Q_0 + 1.5n)$$

この式において、 H 、 Q_0 及び n はそれぞれ次の数値を表すものとする。

H 当該階の階高（当該階高が三メートル以下である場合は、三とする。）（単位 メートル）

Q₀ 地階を除く階数が二以下の場合にあつては十五、三の場合にあつては十（単位 一メートルにつきキロニュートン）

n 耐力壁の構造が第五第三号イに掲げる基準に適合する場合にあつては、当該独立無開口壁パネル及び袖壁パネル（その上下階の独立無開口壁パネル及び袖壁パネルを含む。）に緊結された垂れ壁パネル及び腰壁パネル（長さが九十センチメートル以上四メートル以下で、高さが五十センチメートル以上のものに限る。）を合計した数値、耐力壁の構造が同号ロに掲げる基準に適合する場合にあつては、当該独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルの袖壁部分（その上下階の独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルの袖壁部分を含む。）に接する垂れ壁部分及び腰壁部分（次に掲げる基準に適合するものに限る。）を合計した数値

(イ) 長さが九十センチメートル以上四メートル以下であること。

(ロ) 高さが五十センチメートル以上であること。

(ハ) 高さが、当該垂れ壁部分又は腰壁部分に接する独立無開口壁パネル又は有開口壁パネルの袖壁部分の長さに一・六七（当該独立無開口壁パネル又は有開口壁パネルの袖壁部分及び腰壁部分に接する場合は、〇・八三）を乗じて得た数値以下であること。ただし、当該

$$Q_a = \frac{3}{H}(Q_0 + 1.5n)$$

この式において、 H 、 Q_0 及び n はそれぞれ次の数値を表すものとする。

H 当該階の階高（当該階高が三メートル以下である場合は、三とする。）（単位 メートル）

Q₀ 地階を除く階数が二以下の場合にあつては十五、三の場合にあつては十（単位 一メートルにつきキロニュートン）

n 耐力壁の構造が第五第三号イに掲げる基準に適合する場合にあつては、当該独立無開口壁パネル及び袖壁パネル（その上下階の独立無開口壁パネル及び袖壁パネルを含む。）に緊結された垂れ壁パネル及び腰壁パネル（長さが九十センチメートル以上四メートル以下で、高さが五十センチメートル以上のものに限り、第二号の規定による開口部等を設けたものを除く。）を合計した数値、耐力壁の構造が第五第三号ロに掲げる基準に適合する場合にあつては、当該独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルの袖壁部分（その上下階の独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルの袖壁部分を含む。）に接する垂れ壁部分及び腰壁部分（次に掲げる基準に適合するものに限る）、第二号の規定による開口部等を設けたものを除く。）を合計した数値

(イ) 長さが九十センチメートル以上四メートル以下であること。

(ロ) 高さが五十センチメートル以上であること。

(ハ) 高さが、当該垂れ壁部分又は腰壁部分に接する独立無開口壁パネル又は有開口壁パネルの袖壁部分の長さに一・六七（当該独立無開口壁パネル又は有開

垂れ壁部分又は腰壁部分に接する独立無開口壁パネル又は有開口壁パネルの袖壁部分が曲げ破壊又はせん断破壊する時の力が、当該独立無開口壁パネル又は有開口壁パネルの袖壁部分の Q_a に三・七五を乗じて得た数値以上であることが確かめられた場合であつては、この限りでない。

L 当該階の耐力壁として設ける無開口壁パネル等（長さが九十センチメートル以上二メートル以下であるものに限る。）のうち計算しようとする方向に設けたものの長さ（メートル）

P 各階に生ずる外力として、前項第一号イにより計算した令第八十八条第一項の規定による地震力（単位 キロニュートン）

五 第八十二条ホ及びへに掲げる基準に適合すること。

六 (略)

七 次に掲げる引張接合部が、それぞれ次に掲げるものであること。

イ CLTパネル工法を用いる建築物等の最下階の壁パネルと基礎又はこれに類する部分との接合部 次のいずれかに適合するもの

(1)・(2) (略)

ロ 上下階の壁パネル相互の接合部又は壁パネルと床版との接合部 次のいずれかに適合するもの

(1)・(3) (略)

ハ 壁パネルと小屋組又は屋根版との接合部 二十五キロニュートン以上の終局引張耐力を有するもの

八・九 (略)

口壁パネルの袖壁部分が二の垂れ壁部分又は腰壁部分に接する場合にあつては、〇・八三)を乗じて得た数値以下であること。ただし、当該垂れ壁部分又は腰壁部分に接する独立無開口壁パネル又は有開口壁パネルの袖壁部分が曲げ破壊又はせん断破壊する時の力が、当該独立無開口壁パネル又は有開口壁パネルの袖壁部分の Q_a に三・七五を乗じて得た数値以上であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

L 当該階の耐力壁として設ける無開口壁パネル等（長さが九十センチメートル以上二メートル以下であるもの限り、第二号の規定による開口部等を設けたものを除く。）のうち計算しようとする方向に設けたものの長さ（単位 メートル）

P 各階に生ずる外力として、前項第一号イにより計算した令第八十八条第一項の規定による地震力（単位 キロニュートン）

五 第八十二条ホに掲げる基準に適合すること。

六 (略)

七 引張接合部が、緊結する部分に応じ、それぞれ次に掲げるものであること。

イ 第五三号イ(3)(i)に掲げる部分 次のいずれかに適合するもの

(1)・(2) (略)

ロ 第五三号イ(3)(ii)に掲げる部分 次のいずれかに適合するもの

(1)・(3) (略)

(新設)

八・九 (略)

第十一·第十二
(略)

第十一·第十二
(略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。